道徳教育の全体計画

大阪府立藤井寺支援学校
２０１８年３月　改訂

関係法令等
・日本国憲法
・教育基本法
・学校教育法
・学習指導要領

学校の教育目標（めざす学校像）
・「いきよう」…安全・安心な教育環境を基盤に、児童生徒一人ひとりの命と人権を守る学校

・「のびよう」…児童生徒の知識の深化・技能の向上及び協働する心を育て、自立を支援する学校

・「つながろう」…南河内の歴史と文化に触れ、地域の人々とともに共生する学校

実態・課題・願い
・学校の実態と課題
・地域の実態と課題
・教職員の願い
・保護者の願い
・児童生徒の実態と課題
・時代や社会の要請や課題

道徳教育の目標
・生命の大切さを学び、生きることと真剣に向きあう心を育てる。
・自分を大切にするとともに他者を傷つけない心を育てる。
・友人や地域の人々とのきずなを大切にする心を育てる。

道徳教育の重点目標
○ゆとりのある豊かな人間関係を育む。
○障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高める。
○集団宿泊活動、自然体験活動、職場体験活動などを通して主体的に生きる力を養う。

各学部のねらい

小学部	【低学年】 ・自分のよいところを知る。 ・良いことと悪いことの区別をする。 ・気持ちのよいあいさつをする。 ・約束やきまりを守り、みんなが使うものを大切にする。 【高学年】 ・自他のよいところを認める。 ・自分でできることは自分でする。 ・相手のことを思いやる。 ・身近な人々と協力し、助け合う態度を身につける。 ・約束やきまりを理解し、それらを守る。
中学部	・自分らしい生き方をみつける。 ・だれに対しても思いやりの心を育てる。 ・生命がかけがえのないものであることを知る。 ・働くことの意義と自分の役割を理解する。 ・身近な環境に目をむけ、気持ちよく過ごす。
高等部	・生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直す。 ・自他の生命を尊重する。 ・生命や人権を尊重する態度を身に付け、様々な人と適切な係わりができる。 ・勤労の尊さを理解するとともに、情報モラルを身につけ日常身生活へ活かす。 ・主権者としての自覚を形成する。

家庭・地域との連携
・保護者や関係機関との協力体制づくり
・地域の行事への参加
・開かれた学校づくり

各学校との連携
・近隣及び児童生徒の居住地の小学校、中学校及び高等学校との交流及び共同学習の推進

各教科・外国語活動
各教科の特性を生かし、一人ひとりの良さや可能性を理解し、個を生かす学習指導を充実させる。

特別活動
多様な集団生活を通して、それに適応し障がいを克服する生活態度を培うとともに、経験を広げ、社会性を養い、豊かな人間関係を育てる。

特別の教科　道徳
体験的な活動を通して、よりよく生きるための基盤となる道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

総合的な学習の時間
横断的・総合的な学習や探求的な学習を通して、学び方やものの考え方を身に付け、課題解決に協同的に取り組み、自己の生き方を主体的に考えようとする態度を育てる。

自立活動
障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、生きる力を身につけるために主体的な自己の力の発揮を促し、ＱＯＬの向上を図る。

生徒指導等における関連
・主体性の育成
・基本的生活習慣の育成
・協調性と自律性の育成
・安全についての意識の育成

学校の環境の充実
・ものを大切にする心の育成
・環境の美化に努める意識の育成
・主体性・協調性の育成
・児童生徒の障がいに対応した環境設備の充実

道徳的実践